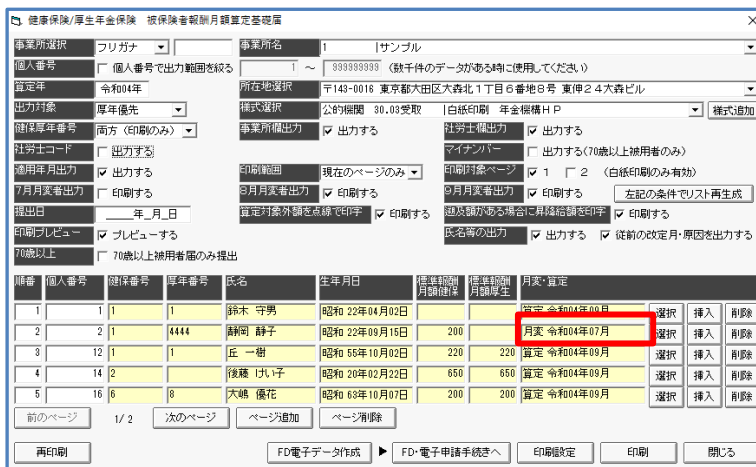


7・8・9月の月変処理をした後、 同年の算定処理をする場合の注意点

通常、電子申請の場合、7・8・9月の月変対象者の算定基礎届は不要です。

（紙の申請の場合、＜7月改定の月額変更届を提出する方＞＜8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方＞は、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄とした上で、備考欄「3. 月額変更予定」を○で囲む。）（※「算定手引き」より）

月変の予定を取り下げるなどの理由で、算定基礎届の申請が必要な場合には、下記の操作を行ってください。



| 順番 | 個人番号 | 健康番号 | 厚年番号 | 氏名 | 生年月日 | 標準報酬月額 | 標準報酬月額増減 | 月変 | 算定 | 選択 | 挿入 | 削除 |
|----|------|------|------|--------|--------------|--------|----------|-------------|-------------|----|----|----|
| 1 | 1 | 1 | 1 | 鈴木 守男 | 昭和 22年04月02日 | | | | 算定 令和04年09月 | | | |
| 2 | 2 | 1 | 4444 | 藤間 静子 | 昭和 22年09月15日 | 200 | | 月変 令和04年07月 | | | | |
| 3 | 12 | 1 | 1 | 庄 一樹 | 昭和 55年10月02日 | 220 | 220 | 算定 令和04年09月 | | | | |
| 4 | 14 | 2 | | 後藤 七九子 | 昭和 20年02月22日 | 650 | 650 | 算定 令和04年09月 | | | | |
| 5 | 16 | 6 | 8 | 大橋 優花 | 昭和 63年10月07日 | 200 | 200 | 算定 令和04年09月 | | | | |

＜7・8・9月の月変データ＞と＜算定のデータ＞が作成された状態で、

算定基礎届の印刷や電子申請を行うと、システムの関係上、算定基礎届の手続きの場合でも、算定データより**月変データが優先**されて表示されます。

その為、＜7・8・9月の月変データ＞を削除してください。

■＜7・8・9月の月変データ＞の削除方法は、

〔個人マスタ〕の〔標準報酬月額〕で、対象の月変情報を選択した状態で、〔削除〕をクリックしてください。または、〔月変個別処理〕で月変データ呼び出し、〔削除〕をクリックしてください。

※〔月額算定基礎届〕の〔7月月変者出力〕〔8月月変者出力〕〔9月月変者出力〕〔先の条件でリスト再生成〕の機能は、対象の月に月変データがある従業員を一覧に含めるかの機能となります。

※＜算定データ＞を作成した後に、＜7・8・9月の月変データ＞を作成した場合は、自動で＜算定データ＞が削除されます。

※〔個人マスタ〕の〔標準報酬月額〕の〔追加〕で、同年の＜7・8・9月の月変＞と＜9月の算定＞を作成した場合、一番上の行に＜9月の算定＞があったとしても、＜7・8・9月の月変＞が給与賞与計算・保険料改定通知に適用されます。

20220810 版